

## 取組 11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます

道路や鉄道、公園などの都市インフラは、本来、都市の発展に先立って整備すべきものですが、練馬区では、都市計画道路等の整備が不十分なまま、急激な市街化が進んできました。現在も、区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、特に西部地域は約3割と低くなっています。鉄道についても、23区ではほとんど見られない、鉄道空白地域が存在するなどの課題を抱えています。一方で多くの農地が今でも存在しており、都心にはない豊かな環境が残されています。

みどりあふれる快適な環境のなかで、安全で利便性の高い都市生活を享受できるまちを次世代に残していくためにも、今こそ都市インフラの整備を着実に進める必要があります。整備に際しては、関係住民に丁寧な説明を行い、意見を伺いながら進めていきます。

まちづくりは、都市の将来の姿を区民と共有し、目標に向かってともに取り組んでいくことが重要です。

みどりの風吹くまちビジョンやアクションプラン、都市計画マスタープランに位置づけた大江戸線の延伸、西武新宿線等の連続立体交差化、都市計画道路整備などが実現した将来の練馬の姿を示す「(仮称)都市のグランドデザイン」を策定します。これに基づき、区民と一緒に夢のあるまちづくりに取り組みます。

### (1) 快適な都市環境を創出する道路を整備します

#### ① 道路ネットワークの形成と鉄道の立体化を促進します

都市計画道路は、区民の日常生活を支え、災害時における区民の生命や財産を守る基本的な都市インフラです。

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、遅れている都市計画道路の整備を着実に進め、整備率を都心部と同程度の8割に向上させます。西武新宿線の連続立体交差化の早期実現をはじめ、円滑な交通の妨げとなる踏切の解消を目指します。

都市計画道路の整備により、東京全体の道路ネットワークと繋げることで、区が持続的に発展するための礎を築きます。

#### ② 豊かな都市空間をつくる道路整備を推進します

地域のニーズに沿った、豊かなみどりを楽しめる歩道、自転車の走行空間、電線類の地中化による安全や景観への配慮など、安全で快適な道路を整備することによって、区民の日常生活を豊かにしていきます。

### ③ 道路整備により、みどりのネットワークを形成します

豊かな街路樹の整備や区民の協力による沿道の緑化など、道路整備を新たなみどりの創出の機会とし、拠点となる公園や緑地などのみどりをつなぐネットワークを形成していきます。

## (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸を実現します

### ① 事業化に向け、区の役割を積極的に担います

国の諮問機関である交通政策審議会は、平成28年4月、東京圏の都市鉄道について、今後の取り組み方針を示しました。大江戸線の延伸は、鉄道ネットワークの充実に資する24の鉄道プロジェクトのなかでも、評価の高い6つのプロジェクトに選ばれています。事業化に向けては、関係地方公共団体・鉄道事業者等間で、費用負担のあり方について合意形成を進めるべきとされています。費用負担のあり方については、従来の事例にとらわれず、柔軟な発想に立ち、大江戸線延伸推進基金を積極的に活用することで、区の責任を果たしていきます。

### ② みどりを活かした拠点づくりを進めます

大江戸線延伸地域は、みどり豊かで良好な環境が広がる地域です。

新駅予定地周辺では、現在のみどりを活かしつつ、日常生活を支えるサービス施設等の立地を促進するとともに、周辺公共施設を集約化し、新たな拠点づくりを進めていきます。

## (3) バリアフリーを一層充実します

### ① 駅に2ルート目のバリアフリー化された経路を確保します

区内の全ての鉄道駅は、エレベーターの設置等によりバリアフリー化された経路が1ルート整備されています。乗降客が多く、駅の構造上1ルートだけでは利便性を欠く光が丘駅や小竹向原駅などの駅には、2ルート目のバリアフリー化された経路を確保します。

### ② 駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化を進めます

これまで、区立施設や区立公園では、施設周辺の段差解消などのバリアフリー化を進めてきました。今後は、施設単独の整備から鉄道駅と施設を結ぶ経路についてもバリアフリー化を進めます。将来的には、面的な整備を進め、誰もが自由に社会参加できるユニバーサルデザインのまちを目指します。

## (4) 農地を活かしたまちづくりを進めます

これまで都市農地は、新鮮で安全な農産物の供給や、防災・環境面などの役割を持つものとされてきました。身近な都市農地や農のある風景は、土に

触れて働く喜びや、やすらぎをもたらすなど、今や大都市での豊かな市民生活に欠かせないものとなっています。練馬の農地では、こういった求めに応じた最先端の都市農業が営まれています。

農地や屋敷林等の保全や、区内外の人が農業を楽しめる農園整備を進めるとともに、果樹畑と一体となったレストランやショップ、農地でのマルシェなどの取組を促進し、練馬の農地の機能や魅力をさらに高めていきます。

平成27年の都市農業振興基本法の制定により、都市農地は宅地化すべきものから、都市にあるべきものへと大きく位置づけが転換されました。都市農業の発展と農地の保全に向け、農地制度や税制度の改正などをさらに国に強く働きかけていきます。

## **(5) 都市インフラの管理のあり方を改善します**

### **① 予防保全型管理へ転換します**

橋梁などの管理については、これまで損傷が大きくなってから処置を行う対症療法型の対応を中心に行ってきました。今後は、施設の更新時期が一時期に集中しないようにします。定期的に点検を行い、損傷や劣化が進行する前に必要な対策を行う予防保全型管理へ転換し、施設の長寿命化を進めていきます。

### **② 区民との協働を進めます**

公園や道路の維持管理について、住民との協働により役割を分担し、地域住民による管理の拡大を検討していきます。

「ねりまちレポーター」を活用し、区民から情報を得ながら、公園や道路の良好な維持管理を進めていきます。